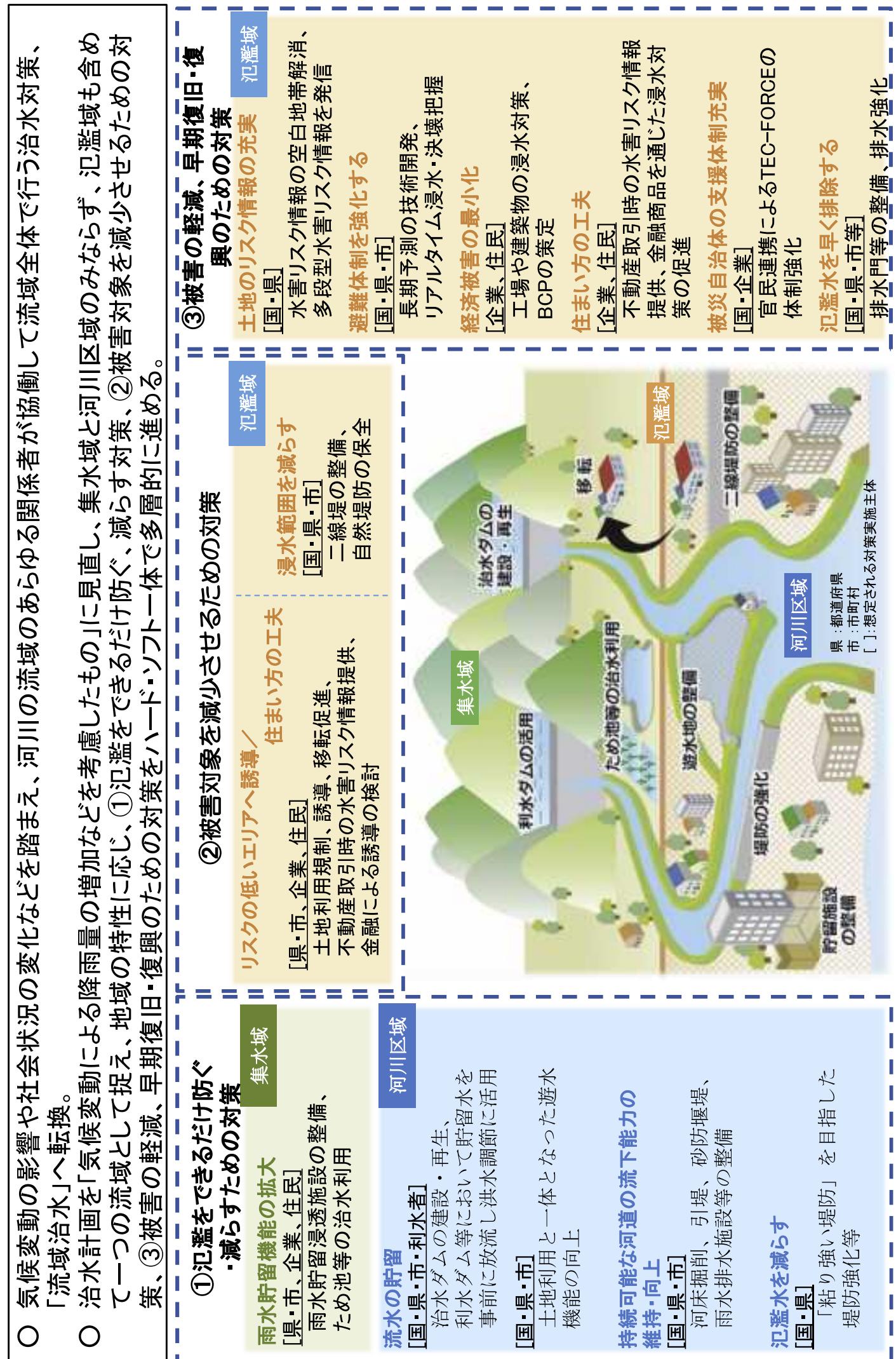


「流域治水」の施策のイメージ



流域治水における施策の充実に向けた関係省庁との連携状況

- 河川管理者等が主体となつて行う治水事業等これまで以上に充実・強化することにすることに加え、あらゆる関係者の協働により流域全体で治水対策に取り組むことが重要。
- このため、流域で行う治水対策の充実に向けて、利水ダム等の既設ダムによる「事前放流」の抜本的な拡大【農林水産省・経済産業省(資源エネルギー庁)・厚生労働省と連携】、森林保全等の治山対策と砂防事業の連携【林野庁との連携】を行い、流域治水を推進していく。

**「事前放流」の抜本的な拡大
【農林水産省・経済産業省(資源エネルギー庁)・厚生労働省と連携】**

【治水協定の締結、事前放流の運用開始】

- 発電、農業、水道など水利利用を目的とする利水ダムを含めた全てのダムが対象。
- ダムに洪水を貯める機能を強化するための基本方針を策定(令和元年12月)

**水田や農業用ため池の活用
【農林水産省と連携】**

【国交省・農水省それぞれから関係市町村へ以下を通知】※令和2年10月1日に通知

- 地方農政局の協議会への参画
- 活用先行事例とその支援策の情報提供
- 「流域治水プロジェクト」の取組の推進
- 水田や農業用ため池の治水効果の評価

**治水等(多目的)ダム
連携**

○ 治水協定の締結

- ダムのある1級水系(99水系)
- ダムのある2級水系のうち(86水系)
- 令和2年の出水期から事前放流を実施

**森林保全等の治山対策との連携
【林野庁と連携】**

【砂防部と林野庁関係課による連携調整会議の実施(9/24)】

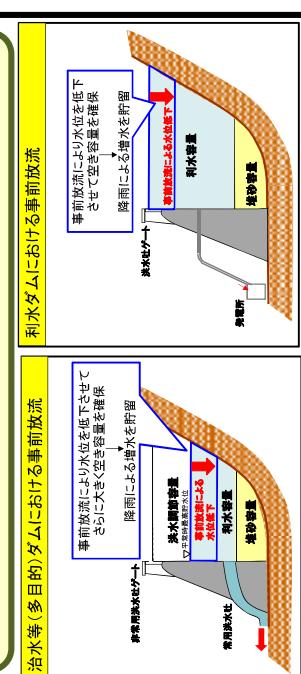
- 双方で今後の取組について情報提供
- 供し認識を共有
- これまで調整会議などで図ってきた連携を、今後さらに強化することを確認
- 具体箇所や新たな連携方策について意見交換

課題等【各水系流域治水協議会】

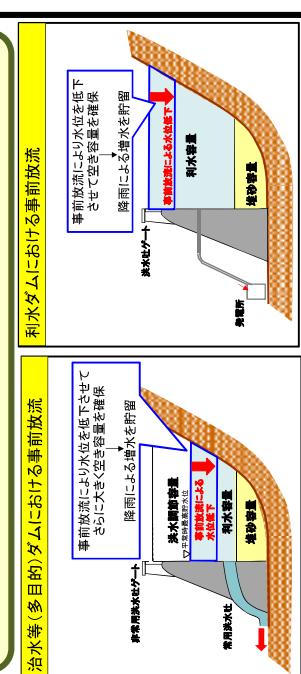
○ 本省(国交省農水省)

➡➡➡
課題等【各水系流域治水協議会】
を共有
助言等
を実施

治水等(多目的)ダムにおける事前放流



治水等(多目的)ダムにおける事前放流



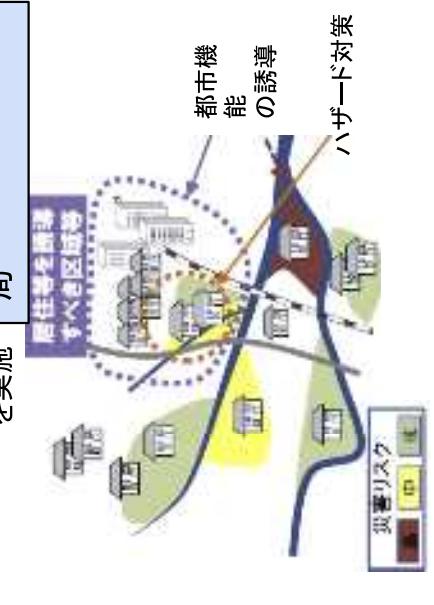
流域治水における施策の充実に向けた関係省庁との連携状況

- 治水対策に加えて、人的被害ゼロを目指した実行性のある避難体制の構築【厚生労働省と連携】、氾濫をできるだけ防ぐための河道内樹木伐採コスト縮減に向けたバイオマス発電の利活用【環境省と連携】、土地利用・住まい方の工夫などまちづくりと治水事業の連携促進【関係市町村と連携】を行い、流域治水を推進していく。

土地利用・住まい方の工夫 【市町村まちづくり部局と連携】

○ モデル都市（30都市）において水災害対策を踏まえた防災まちづくりのケーススタディを9月から実施中。
○ 得られた知見等を他都市へ横展開するとともに、実施内容を流域治水プロジェクトへ反映するよう市町村へ依頼

課題等
を共有
→
助言等
を実施



河道内樹木のバイオマス発電への 利活用【環境省と連携】

【実現性・有効性の検証開始】

河道内の樹木の繁茂により、洪水の疎通能力が低下する恐れがあり、樹木を定期的に伐採する必要がある。伐採コストを縮減するため、伐採樹木をバイオマス資源として発電事業への利活用を検討

国土交通省
→
環境省
連携

伐採コスト縮減 × 再エネ拡大



高齢者福祉施設の避難確保 【厚生労働省と連携】

【厚生労働省と検討会の開催（10/7）】

令和2年7月の豪雨災害において、熊本県球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」が被災し、死者14名の被害が発生したため、有識者による検討会を開設し、避難の実効性を高める方策を検討

国土交通省
→
厚生労働省
連携

避難確保計画の内容の適切性につ
いて

- 施設の体制や設備について
- 施設職員の人材育成について
- 関係者との連携について



特別養護老人ホーム
「千寿園」

第1回検討会（10/7）

淀川水系流域治水プロジェクト 猪名川分会【位置図】

～ 総合治水と流域治水による猪名川流域の治水安全度のさらなる向上 ～

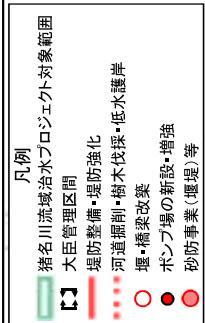
〇令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、淀川水系猪名川流域においても、事前防災対策を進めが必要があり、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減らすための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」をハード・ソフト一体で進めることで洪水を安全に流し、気候変動を踏まえた更なる対策を推進し、流域における浸水被害の軽減を図る。

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 島の内地区の防災活動拠点の整備・堤防強化等(直轄区間全川含む)
 - 左門殿川、神崎川、庄下川の河道(河床)掘削、河道拡幅、築堤、橋梁改築、耐震対策等
 - 猪名川上流部(出在家地区・多田院地区等)の河道(河床)掘削、築堤、護岸整備、橋梁改築及び一庫ダムの暫定放流の解消
- 一庫ダム及び箕面川ダムの事前放流等の実施・体制構築

(関係者:国、兵庫県、大阪府、水资源機構、土地改良区、川西市、伊丹市、尼崎市、池田市、阪神水道企業団など)

 - 下水道整備による浸水対策の下水道等の排水施設、流域下水道(雨水)管渠の整備・老朽化、雨水水シップ増強、市町村における浸水対策事業、下水道吐口の耐震化
 - 流出抑制対策の雨水貯留浸透施設の整備、開発行為に伴う調整池の設置、ため池等の治水利用
 - 森林整備・保全等の治山対策、砂防事業(堰堤)の推進による雨水・土砂・流木の流出抑制対策等



被害対象を減少させるための対策

- 建物等の耐水機能の確保・維持(敷地の嵩上げ、電気設備等の上階設置)
 - 土地利用誘導(立地適正化計画の見直し等)等

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- 避難に資するマップ等の整備・周知
 - 避難行動に資する講習会・避難マニュアルの整備・発令支援
 - 防災教育に関する実施
 - タイムライン(マイ・タイムライン)、マイ避難カード、水害対応等の作成・支援
 - 「局地的豪雨探知システム」の活用推進ヒアラホ雨対策アクションプランの策定
 - 兵庫県住宅重建共済制度(フェニックス共済)への加入促進
 - 広域避難体制の構築
 - 水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検
 - 水位計・監視カメラ・簡易量水標の設置等

防災活動拠点



※は、前原豊野川の生態的な観点(河川)を示したものである。また、流域内に接続する河川の取組も複数ある。
※河川管理者(国土交通省)は、河川の防災機能の充実化のため、河川下水道が建設され、既存の河川の水害リスクが軽減されることがあり得る。
※河川管理者(国土交通省)は、河川の防災機能の充実化のため、河川下水道が建設され、既存の河川の水害リスクが軽減されることがある。
※本事業は、河川防災計画の変更を伴うため、予定通りには実施されない場合がある。実施時期は、国土交通省が別途定めたものとする。
※他の事業の計画と競合する場合は、原則的に既存の計画の実施優先となる。
※新たな開拓者にも広く參與を呼びかけることから、新たな開拓者の計画も反映します。

～府県境 市町境

防災活動拠点整備、堤防上道路との接続(国土交通省)

淀川水系流域治水プロジェクト 猪名川分会【ロードマップ】

～総合治水と流域治水による猪名川流域の治水安全度のさらなる向上～

○猪名川では、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、国、府県、市町が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。

【短期】猪名川上流部の兵庫県区間（多田院地区等）で築堤・護岸整備・橋梁改築を実施。

【中期】猪名川と藻川に囲まれる島の内地区において、河道掘削を実施し、島の内地区（上下流部）を完了。

【中長期】川西市・豊中市・尼崎市・池田市・大阪府（神崎川・左門殿川、神崎川、庄下川）の堤防強化を実施。

○あわせて、都市河川である流域の特徴を踏まえ、下水道整備による浸水対策（雨水ポンプ増強等）・流出抑制対策（雨水貯留施設の整備等）の氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、土地利用誘導の被害対象を減少させるための対策、避難に資するマップ等の被害対象を実施。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
	島の内地区的防災活動拠点（完成）	猪名川河川事務所			
	左門殿川、神崎川、庄下川の河道（河床）掘削、河道拡幅、築堤、橋梁改築、耐震対策等	大阪府・兵庫県 尼崎市			島の内地区（上下流部） 川西市・池田市・豊中市・尼崎市
氾濫ができるだけ防ぐ・減らすための対策	猪名川上流部の河道（河床）掘削、築堤、橋梁改築及び一重ダムの暫定放流の実施・体制構築	猪名川河川事務所 大阪府・兵庫県	大阪府（神崎川・左門殿川、神崎川、庄下川） 一重ダム・暫定放流実施		
	下水道整備による浸水対策	大阪府 豊中市・伊丹市等			
	流出抑制対策（調整池・ため池等）など	林野庁・兵庫県等			
	土地利用・住まい方の工夫	大阪府・兵庫県 豊中市			
	避難に資するマップ等の整備・充実・周知	猪名川河川事務所 大阪府・兵庫県 池田市等			
	被害の軽減、復興のための対策	猪名川河川事務所 大阪府・兵庫県 川西市等			
	早期復旧・復興に資する情報発信・充実等				

気候変動による流域を遡るが策を遡るが策を推進

※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。

緊急自然災害防止対策事業債について

「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）と連携しつつ、
地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため、新たに「緊急自然災害防止対策事業債」
を創設（事業期間は、平成31・32年度の2か年）。

対象事業

災害の発生予防・拡大防止を目的として、地方自治体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき地方単独で実施する防災インフラの整備事業

※「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業と直接関連しないものも対象

【対象施設】治山、砂防、地すべり、河川（護岸、堤防、排水機場等）、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利施設（ため池、揚水・排水機場、水路等）、海岸保全、湛水防除、特殊土壤、特殊土壌、海岸下対策、港湾・漁港防災、農道・林道防災、都市公園防災

財政措置

緊急自然災害防止対策事業債（充当率100%）

元利償還金の70%を地方交付税措置

【参考】対象事業（例）

○小規模河川の護岸改修



○ため池の堤体補強工事



事務連絡
令和3年4月1日

各都道府県河川関係所管課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市河川関係所管課
各指定都市財政担当課

} 御中

国土交通省水管理・国土保全局治水課
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室
総務省自治財政局調整課
総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における
河川に係る事業の取扱いについて（周知）

令和3年度地方債同意等基準（令和3年総務省告示第147号）等に定める緊急自然災害防止対策事業債のうち、河川に係る事業（以下「本事業」という。）については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれましては、適切に対処されるようお願いします。

なお、各都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村（指定都市除く。）に対しても周知されるようお願いします。

記

1 制度概要

(1) 対象施設

護岸、堤防、排水機場、水門、樋門・樋管、ダム等の河川に係る施設及び河道

(2) 対象事業

① 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業（国庫補助の要件を満たさない事業を対象）。

（国庫補助の要件を満たさない事業の例）

ア 河川（ダムに関する事業を除く。）に関する事業

○河川改修

- ・ 防災・安全交付金の広域河川改修事業の対象工事とならない総事

業費 10 億円未満の一級河川、二級河川に係る河川改修

- ・ 防災・安全交付金の総合流域防災事業の対象工事とならない総事業費 4 億円未満の準用河川に係る河川改修
- 普通河川に係る河川改修
- 雨水貯留浸透施設の整備
 - ・ 防災・安全交付金の流域貯留浸透事業の対象工事とならない 500 m³未満の容量の雨水貯留浸透施設の整備、3,000 m³未満の容量の溜め池の整備
- 二線堤の築造
 - ・ 洪水氾濫域減災対策協議会において策定した地域全体の減災計画に位置付けのない二線堤の築造
- イ ダムに関する事業
 - ダムに係る改良等
 - ・ 総事業費が概ね 10 億円未満の洪水吐、ゲート等洪水放流設備及び低水放流設備の改良又は新設、排砂バイパスの設置等による堆砂対策、ダム本体付近の大規模な地山安定工事等、緊急性の高い施設改良等
 - ・ 総事業費が概ね 4 億円未満のダム本体、放流設備及びこれに附属する設備、ダム周辺設備（観測設備、通報設備、警報設備等）の改良（ダム周辺設備の新設を含む）及び貯水池周辺（地すべり等）の地山安定のための工事等
 - ・ 総事業費が概ね 1.5 億円未満のダム直下の河道改良工事等
 - ・ 総事業費が概ね 1.5 億円未満の貯砂ダム等の設置工事等
- ② 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業で流域治水プロジェクト又は流域治水計画（※）に位置づけられた以下の事業については、①に関わらず、国庫補助の要件を満たす事業も対象とする。
- ※ 流域治水プロジェクトを現在策定中（令和 3 年度に策定予定）の水系における事業については、「流域治水プロジェクトの検討状況」、市区町村の事業及び令和 4 年度以降も流域治水プロジェクトの策定が見込まれない水系における事業については、流域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画（「流域治水計画」）を作成することによって流域治水プロジェクトの策定に代えることができるものとする。
- ア 河川（ダムに関する事業を除く。）に関する事業
 - ・ 流域に関する対策（例：防災・安全交付金の流域貯留浸透事業（雨水貯留浸透施設・溜め池の整備等）、総合流域防災事業（二線堤・移動式排水施設の整備等）等）

- ・ 準用河川に係る河川改修
 - ・ 総合流域防災事業（情報基盤の整備）
- イ ダムに関する事業
- ・ 総合流域防災事業（情報基盤の整備）
- (3) 財政措置
- 充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%
- (4) 事業期間
- 令和 3 年度から令和 7 年度

2 緊急自然災害防止対策事業債における手続（別紙参照）

- (1) 施設管理者は、緊急自然災害防止対策事業計画（本事業分）を、国土交通省に提出する（1（2）②については、流域治水プロジェクト又は流域治水計画を添付）。
- (2) 国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1（2）の対象事業に該当することを確認する。
- (3) 国土交通省は、（2）の確認が完了したときは、施設管理者に連絡する。
- (4) 施設管理者は、（3）の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う（総務省においても1（2）の対象事業に該当することの確認を行う。）。
- (5) 市区町村が実施する場合の（1）～（4）の手続については、都道府県を経由して行う。

（お問合せ先）

＜事業の実施に關すること＞

（河川に係る事業（ダム事業を除く））

国土交通省水管理・国土保全局治水課

課長補佐 内田、流域治水企画係長 片淵

TEL:03-5253-8455（内線 35583）

（ダム事業）

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室

課長補佐 小平、ダム管理係長 中久木

TEL:03-5253-8449（内線 35492、35494）

＜事業債の制度に關すること＞

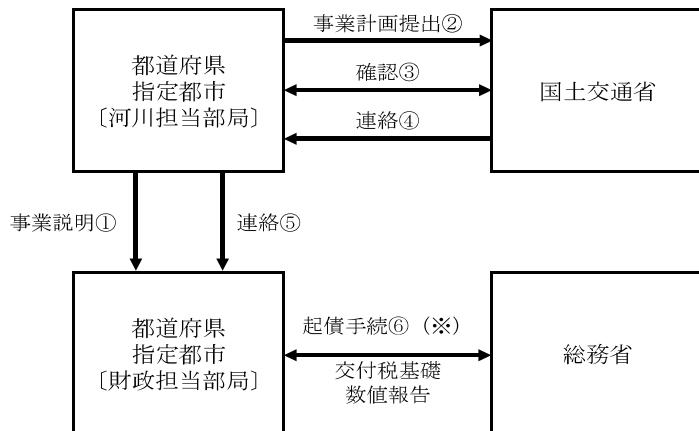
総務省自治財政局地方債課 三井

TEL:03-5253-5629（直通）

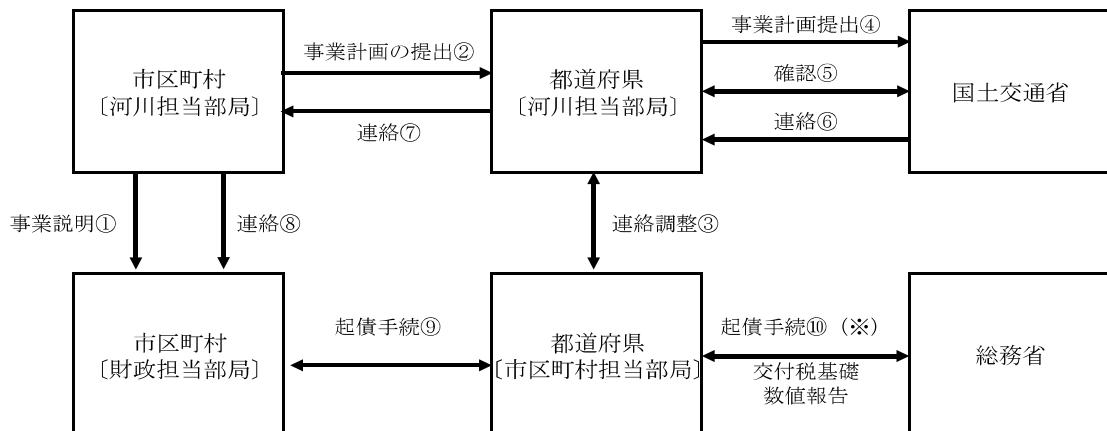
(別紙)

緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続

【都道府県・指定都市が施設管理者の場合】



【市区町村が施設管理者の場合】



(※) 届出を含む

緊急浚渫推進事業の創設

- 令和元年台風第19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても、維持管理のための河川等の浚渫（堆積土砂の撤去等）が重要
- このため、地方団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに「緊急浚渫推進事業」を地方財政計画に計上するとともに、緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とするための特例措置を創設（地方財政法を改正）

1. 対象事業

- 各分野での個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫
- ※1 河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川が対象
- ※2 浚渫には、土砂等の除去・処分、樹木伐採等を含む
- ※3 河川、ダム、砂防、治山に係る浚渫について、国土交通省等により対策の優先順位に係る基準を地方団体に対して示した上で、各地方団体において各分野の個別計画に緊急的に実施する箇所を位置付け

2. 事業年度

令和2～6年度（5年間）

3. 地方財政措置

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

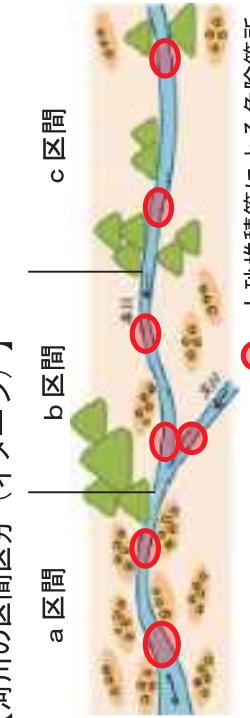
4. 事業費

900億円（令和2年度）

※ 令和2～6年度の事業費（見込み）：4,900億円

<参考> 河川の浚渫の例
堆積土砂率や人家への危険度に応じて、対策の優先度の高い箇所を河川維持管理計画等に位置付け、緊急的に浚渫を実施

【河川の区間区分（イメージ）】



b区間 : 維持管理上重要な区間（a区間以外で氾濫による人家への影響が生じる河川の区間）

c区間 : 泛濫による人家への影響が殆どない河川の区間

※ただし、複数箇所で氾濫する場合や、浸水範囲に要配慮施設や道路等が含まれる場合など、影響が大きい場合がある。

○：土砂堆積等による危険箇所

緊急浚渫推進事業の対象事業について

各分野の個別計画に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた浚渫が対象

- 対象経費は、土砂等の除去・樹木伐採に係る費用(設計費を含む)、付帯工事費(仮設道路の設置等)、土砂等の運搬・処理費
- 個別計画には、浚渫の実施箇所や目標等を記載。ただし、個別計画に替えて、同様の事項を記載した「堆積土砂管理計画(仮称)」の策定でも可(都道府県(指定都市)は計画期間内に個別計画の策定・改定が必要)
- 初年度の令和2年度は、個別計画に位置付ける(又は「堆積土砂管理計画」(仮称)を策定する)前に着手した浚渫も対象(令和2年度中の位置付け(又は策定)が必要)

分野	実施箇所等を記載する個別計画	対策の優先順位の基準(実施箇所・目標の設定の考え方)
河川	【都道府県・指定都市】(一級・二級河川) 河川維持管理計画 【市町村】(準用河川・普通河川) ※ 河川維持管理計画の策定は任意	<ul style="list-style-type: none"> 河川について、氾濫形態、河川背後地の状況、河道特性等による影響度を考慮し、原則的に、A)維持管理上特に重要な区間、B)維持管理上重要な区間、C)A、B以外の区間に区分 区間区分や堆積土砂率等に応じて実施区間を優先順位付け(例:「重点」「優先」)し、河道の流下能力等の確保のための目標(例:堆積土砂率)を設定
ダム	【都道府県】個別施設設計画	<ul style="list-style-type: none"> 洪水調節容量の余裕(20%等)に対する堆砂率が概ね15%以上の場合、堆砂率を概ね15%未満にすることを目標として設定するダムを優先的な実施箇所とし、堆積土砂を存在するダムを優先的な実施箇所とし、堆積土砂が存在する箇所(人家、公共施設等)や避難場所の状況等による影響度を考慮し、原則的に、A)特に甚大な被害が想定される箇所、B)甚大な被害が想定される箇所、C)A、B以外の箇所に区分 砂防設備(砂防堰堤や渓流保全工等)について、保全対象(人家、公共施設等)や避難場所の状況等による影響度を考慮し、原則的に、A)特に甚大な被害が想定される箇所、B)甚大な被害が想定される箇所、C)A、B以外の箇所に区分 設備区分や堆積土砂率等に応じ、実施箇所を優先順位付け(例:「重点」「優先」)し、計画捕捉量等の確保のための目標(例:堆積土砂率)を設定
治山	【都道府県】個別施設設計画	<ul style="list-style-type: none"> 山地災害危険地区(※)に存する治山施設のうち、計画勾配を超える土砂が堆積した治山施設を優先的な実施箇所とし、堆積土砂を計画勾配の水準にすることを目標として設定

※ 地質や地形等から山地災害による保全対象への被害がある地区

公共施設等適正管理推進事業（長寿命化事業）について

公共施設等の老朽化対策をはじめ、「公共施設等適正管理事業債」について、長寿命化事業の対象を拡充（平成31年度から橋梁、都市公園施設等を追加。事業期間は、平成29～33年度の5か年）。

対象事業

【公用建築物】

- ・施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業

【社会基盤施設】

- ・所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業（10年以上の長寿命化が見込まれる一定の規模以下の事業）

（道路（舗装、小規模構造物、橋梁等）、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設）
(下線部分を平成31年度から拡充)

財政措置

公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）

元利償還金の30～50%※を地方交付税措置

一般財源

【参考】対象事業（例）

○道路（橋梁の修繕）



※財政力に応じて措置

○都市公園施設（テニスコートの改修）



※財政力に応じて措置

○道路（橋梁の修繕）



「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案」 (流域治水関連法案) を閣議決定

～流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働する「流域治水」を実現します！～

気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図る「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案」(流域治水関連法案)が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化するとともに、気候変動の影響により、今後、降雨量や洪水発生頻度が全国で増加することが見込まれています。

このため、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国や流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めるため、以下を内容とする「流域治水関連法案」を整備することとします。

2. 改正案の概要

(1) 流域治水の計画・体制の強化

- ・流域治水の計画を活用する河川を拡大
- ・流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

(2) 汚濫をできるだけ防ぐための対策

- ・利水ダムの事前放流の拡大を図る協議会の創設
- ・下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速
- ・下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け
- ・沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保する制度の創設
- ・雨水の貯留浸透機能を有する都市部の緑地の保全
- ・認定制度や補助等による自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備支援 等

(3) 被害対象を減少させるための対策

- ・住宅や要配慮者施設等の浸水被害に対する安全性を事前確認する制度の創設
- ・防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充
- ・災害時の避難先となる拠点の整備推進
- ・地区単位の浸水対策の推進 等

(4) 被害の軽減、早期復旧、復興のための対策

- ・洪水対応ハザードマップの作成を中小河川に拡大
- ・要配慮者利用施設の避難計画に対する市町村の助言・勧告制度の創設
- ・国土交通大臣による災害時の権限代行の対象拡大 等

【問い合わせ先】

- 水管理・国土保全局水政課 米田、山田狩、降旗
代表番号 03-5253-8111 (内線: 35-228)
直通番号 03-5253-8439 FAX番号 03-5253-1601
- 都市局都市計画課 安江、船岡
代表番号 03-5253-8111 (内線: 32-624)
直通番号 03-5253-8409 FAX番号 03-5253-1590

● 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案

<予算関連法律案>

背景・必要性

- 近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化
- 気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になると試算
(20世紀末比)

降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み 「流域治水関連法案」を整備する必要

法案の概要

1. 流域治水の計画・体制の強化 【特定都市河川法】

◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大

- 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、
自然的条件により困難な河川を対象に追加(全国の河川に拡大)

◆ 流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実

- 国、都道府県、市町村等の関係者が一堂に会し、官民による
雨水貯留浸透対策の強化、浸水エリアの土地利用等を協議
- 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施



2. 水害をできるだけ防ぐための対策 【河川法、下水道法、特定都市河川法、都市計画法、都市緑地法】

◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等のハード対策を更に推進(予算)

- 利水ダムの事前放流の拡大を図る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)の創設(※予算・税制)
- 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速
- 下水道の樋門等の操作ルールの策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確実に防止

◆ 流域における雨水貯留対策の強化

- 貯留機能保全区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
- 都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
- 認定制度、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援(※予算関連・税制)

3. 被害対象を減少させるための対策 【特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法】

◆ 水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫

- 浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)
- 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転を促進(※予算関連)
- 災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化(※予算関連)

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 【水防法、土砂災害防止法、河川法】

- 洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、リスク情報空白域を解消
- 要配慮者利用施設に係る避難計画・訓練に対する市町村の助言・勧告によって、避難の実効性確保
- 国土交通大臣による権限代行の対象を拡大し、災害で堆積した土砂の撤去、準用河川を追加

【目標・効果】 気候変動による降雨量の増加に対応した流域治水の実現

(KPI) ○浸水想定区域を設定する河川数: 2,092河川(2020年度) ⇒ 約17,000河川(2025年度)